（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第三項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（次条第一項において「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に平成二十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

［2～4　略］

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに」を「第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）」に改め、「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に「、第十五条の九の二第二項及び第六項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第二十四条の四第一項、第三項及び第四項」を「第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項」に、「第三十五条の四の二」を「第三十五条の四の二第三項」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第六項」に、「第七項まで」を「第六項まで及び第九項」に、「第十条の二第二項」を「第十条の二第三項」に改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第三項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（次条第一項において「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に平成二十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

［2～4　同上］

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに」を「第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）」に改め、「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に「、第十五条の九の二第二項及び第六項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第二十四条の四第一項、第三項及び第四項」を「第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項」に、「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二第三項」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第六項」に、「第七項まで」を「第六項まで及び第九項」に、「第十条の二第二項」を「第十条の二第三項」に改める。